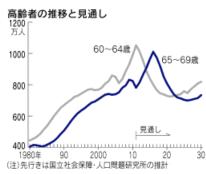
2011年10月13日 新聞切り抜き情報(年金支給年齢引き上げ)

○日経新聞 10月13日

年金Q&A 支給開始引き上げ、実現に雇用の壁 2011/10/13 7:33



- ヘ - ボ- L こ っ ケ- th / - th

厚生労働省は11日の社会保障審議会年金部会で、年金の支給開始年齢の引き上げについて検討に入った。議論のたたき台として3つの案を提示したが、引き上げは容易ではなさそうだ。どんな影響があるかをまとめた。

Q 厚労省が示した引き上げ案とは。

A 現在、<u>基礎年金</u>の支給は原則65歳から。会社員が入る<u>厚生年金</u>の報酬比例部分は支給開始年齢が60歳になっているが、男性は2013年度から、女性は18年度から、3年ごとに1歳ずつ引き上げることが決まっている。65歳に到達した時点で引き上げを止め、男性は25年度、女性は30年度以降は65歳からの支給とする段取りだ。

厚労省はこの引き上げスケジュールの前倒しや基礎年金部分を含めて65歳の支給開始年齢を $68\sim70$ 歳に引き上げる考え方を提示した。具体的には(1)3年ごとに1歳のペースを2年ごとにする(2)現行計画通り65歳まで上げた後、そのまま基礎年金も含めて68歳に上げる(3)2年ごとに1歳のペースで前倒しし、さらに68歳まで上げる——という3つの案だ。

厚労省が示した支給開始年齢の	現在の年 年金がもらえる年齢(支給開始年齢)		合開始年齢)
引き上げ案 生年	齢	3年ごとに1歳引き上げ	2年ごとに1歳引き上げ
1953年度生まれ	58	61	61
1954	57	61	62
1955	56	62	63
1956	55	62	64
1957	54	63	65
1958	53	63	66
1959	52	64	67
1960	51	64	68
1961	50	65	

1962	49	65
1963	48	66
1964	47	66
1965	46	67
1966	45	67
1967	44	68

※生年は4月2日から翌年4月1日に生まれた人

Q 実現すればどの世代に影響が出る?

A 最も早いペースだと27年度に68歳への引き上げが完了する。現在、51歳以下の人は68歳から年金が支給されることになる。支給開始年齢の引き上げは年金財政を安定させるためだが、人数が多い団塊世代への影響はなく、若年世代に痛みが集中する。

Q 女性はどうなる。

A 女性は18年度からの引き上げが計画されているが、厚労省案では男性と同じく13年度から上げることになっている。

Q 実現の見込みは。

A かなり難しい。支給年齢を引き上げるには高齢者雇用の確保が前提となる。だが、経団連は定年延長や高齢者の継続雇用に慎重で、若年雇用に悪影響が出るとしている。連合も「65歳以上への引き上げは検討に入る段階ではない」と主張。藤村修官房長官は12日の記者会見で「必ずしも結論が出てくる話ではない」と述べ、来年の法案提出には慎重姿勢だ。

Q 長寿になれば支給開始年齢の引き上げは仕方ないのでは。

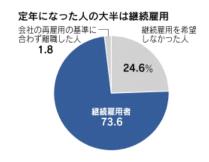
A 海外は長寿社会に向けて支給開始年齢引き上げに動いている。ドイツは29年までに65歳から67歳に上げ、 英国は46年までに65歳から68歳に上げる。英国では完了まで22年かかる計算だ。日本では時期尚早との意見が多いが、今から検討するのは海外の例を見ればおかしなことではない。

○日経新聞2011/10/12 21:03

年金Q&A 支給開始引き上げ、実現に雇用の壁

65歳まで雇用、企業の5割以下 年金論議に影響も 希望者全員 大企業で2割

厚生労働省は11日、2011年の高年齢者雇用に関する調査結果をまとめた。65歳まで希望者全員が働ける企業の割合は前の年に比べて1.7ポイント上昇したものの、全体の48%にとどまった。13年度以降、<u>厚生年金</u>の支給開始年齢は60歳から65歳に段階的に上がる。一段の引き上げも検討されているが、高齢者雇用の拡大は容易ではなく「年金も仕事もない」というケースが増える恐れもある。



31人以上の社員が働く13万8千社が回答した。定年を過ぎた60歳以上の人にも働く場を確保するため、厚労省は06年度から企業に65歳までの雇用確保を義務付けている。ただ、労使協定などを結べば再雇用ルールを独自で定められる。

このため、65歳まで希望者全員が働ける企業は全体の半分に届かない。規模別でみると中小企業が51%、大企業が24%となっている。高齢者雇用を増やすと若者の採用にしわ寄せが来る可能性が高いため、企業は「65歳までの雇用」に慎重になっている。

調査対象の企業で、ここ1年間で定年になった社員は43万5千人だった。このうち企業に再雇用されたのは32万人 (74%)。25%の10万7千人は再雇用を希望せず退職したが、本人が希望したのに再雇用されなかった人も7600人 (2%) いた。

年金の支給年齢が60歳から引き上げられれば、退職せず働き続けようと考える人が増える。この先、高齢化が進み、さらに年金支給年齢が上がれば、「年金も仕事もない」人が一気に増える可能性は否めない。

厚労省はすでに決まっている年金の支給年齢引き上げを見すえ、希望者全員が65歳までは雇われるよう、企業に 義務付ける検討を進めている。ただ、企業側は強制的な高齢者雇用に反発しており、調整は難航している。

○東京新聞

年金支給年齢上げ議論 「前倒し」「68歳」に反発2011年10月12日朝刊



厚生労働省は十一日、社会保障と税の一体改革の一環として、公的年金の支給開始年齢の見直し議論を始めた。

同日開かれた社会保障審議会(厚労相の諮問機関)年金部会は、現在実施している段階的な厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールの前倒しや、支給開始年齢をさらに六十八~七十歳に上げることについて協議した。経済界や労働界の委員からは慎重意見が相次いだ。

現在、厚生年金の支給開始年齢は六十歳。男性は二〇一三年度から三年おきに一歳ずつ引き上げ、二五年度に六十五歳となる計画。女性は一八年度から上げ、三〇年度に六十五歳となる。これを「二年に一歳ずつ」の引き上げとし、計画完了を四年前倒しする案を軸に検討する。

支給開始年齢のさらなる引き上げについては「雇用されている高齢者からどうつなぐかという議論ができてない中での引き上げはいかがなものか」「高齢者の雇用が増えれば若年者の雇用への悪影響も考えられるので、慎重にすべきだ」と、連合や経団連の委員が強く反発した。

引き上げスケジュールの前倒しについても「老後の生活設計に直接影響する。一度決めたものを変えれば、制度 への国民の信頼を失う」と、慎重な意見が相次いだ。

部会には六十歳以降も会社員として働き続けた場合、賃金に応じて厚生年金を減額する「在職老齢年金制度」見直し案も提示された。

高齢者の働く意欲をそぐとして、減額基準を緩和する。現在、六十~六十四歳は賃金と年金の合計が月二十八万円超で年金を減額しているが、これを三十三万円超か四十六万円超に引き上げる。

○2011年10月12日(水)「しんぶん赤旗」

年金支給 また先延ばし 厚労省 68~70歳開始を提案

厚生労働省は11日の社会保障審議会(厚労相の諮問機関)年金部会に年金の支給開始年齢引き上げを提案しました。現在、支給開始年齢は段階的に60歳から65歳に引き上げられている最中です。この引き上げスケジュールを前倒しすることと、支給開始を68歳ないし70歳まで引き上げることの検討を求めています。基礎年金の支給開始を1歳引き上げるごとに、引き上げ年において約0・5兆円の公費が削減できると試算しています。

60歳支給開始の厚生年金(報酬比例部分)を、男性については、2013年度から3年ごとに1歳ずつ引き上げるのが現行の引き上げスケジュールです。これを2年に1歳ずつに早めます。女性の厚生年金(同)は、18年度から引き上げ開始となっているのを前倒しし、男子と同様に13年度から引き上げるとしています。

最も早い前倒しスケジュールでは、61歳から支給開始の予定だった男性(現在57歳)が62歳に 先延ばしされます。それにより厚生年金の給付費が0・8兆円減るとしています。

その後、支給開始を65歳からさらに68歳に引き上げた場合、男女とも1960年度生まれの人から、基礎年金・厚生年金とも68歳支給になります。

国民の生存権をおびやかし、老後への不安を増大させます。

解説 老後不安 景気にも影響

年金の支給開始年齢の先延ばしは、国民生活にかかわる大問題です。現行制度で受給できるはずの年金を大幅に削減することになり、高齢期の生活に大きな打撃を与えます。高齢者の就職状況は非常に厳しく、生存権を脅かすものです。

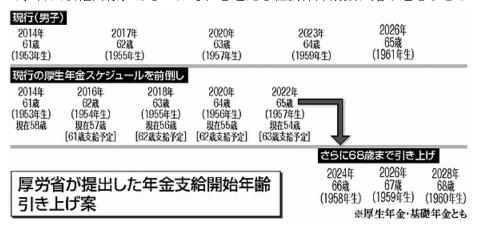
民主党政権は、「税と社会保障の一体改革」のなかで、「日本の社会保障は高齢者に偏っているから、若い世代にも振り向ける」などといって、世代間対立をあおり、高齢期の社会保障を切り捨てようとしています。

しかし、年金支給年齢先延ばしで、年金受給額を大幅に減らされるのは、現在の現役世代です。 老後の不安を増大させることで消費を冷やし、ひいては景気を悪化させます。

もらえる年齢になると思ったら、先に延びる"逃げ水"のようなやり方は、年金制度への信頼も失わせることになります。

この日の年金部会でも、委員からは反対論が多数出されました。

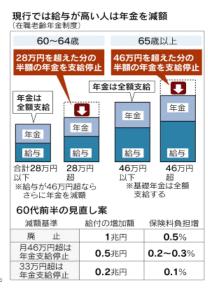
基礎年金の支給を先に延ばした場合、1歳の先延ばしで年間5000億円の公費節減になります。旧 自公政権の社会保障2200億円削減路線への国民の怒りを受けて政権についた民主党は、ここにき て、自公政権同様、あるいはそれを超える社会保障削減に踏み込もうとしています。



○日経新聞

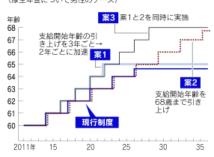
働く高齢者に配慮、年金減額幅を圧縮 厚労省案 負担増の労使、反発必至2011/10/11 22:59

厚生労働省は11日、働きながら年金をもらう「<u>在職老齢年金</u>制度」の見直しに着手した。60~64歳で働く会社 員は給与と年金の合計が月28万円を超えると年金が減額される仕組みがあるが、減額幅を圧縮して受給額を増やす 改革案を示した。高齢者の就労意欲に配慮する。年金財政の悪化を防ぐため、年金の支給開始年齢を68~70歳に引



き上げる改革案も示した。いずれも労使の反対が強く、実現するかは不透明だ。

支給開始年齢も見直しを検討



政府が6月に決めた社会保障と税の一体改革を受けて、厚労省は社会保障審議会年金部会で具体化作業に入っている。11日は、在職老齢年金の見直しと支給開始年齢の引き上げについて議論した。

在職老齢年金は60歳以降も働きながら<u>厚生年金</u>を受け取る人の年金額を調整する仕組み。現行制度では60~64歳の場合、給与(ボーナス込みの月収)と年金の合計が月額28万円を超えると、28万円を超えた分の半分だけ受け取る年金が減額されている。65歳以上は合計額が46万円を超えると年金が減る仕組みだ。

この制度は収入が増えると年金が減額されるため、シニア層の働く意欲を阻害しているとの指摘がある。このため厚労省は60~64歳について、(1)減額する基準を65歳以上と同じ46万円に引き上げる(2)60歳代の給与の平均額 (33万円) に引き上げる(3)60歳代前半は年金の調整そのものを廃止する——という3つの見直し案を示した。

現在は60~64歳の約120万人が同制度に基づいて年金を減額されており、減額分の総額は年間1兆円に上る。減額幅が圧縮されれば、働くシニアの年金は今より増えることになる。「年金が減るくらいなら働くのをやめよう」と考えていた人が減り、60歳以降も働き続ける人が増えるとの判断だ。

ただこの財源は厚生年金の保険料で賄うので、改革を実施すると現役世代の会社員と企業の負担が増える。厚労省の試算では調整廃止で年1兆円、基準額を46万円まで上げると5000億円、基準が33万円なら2000億円の追加財源がかかる。46万円の場合で厚生年金の保険料は年率0.2~0.3%の引き上げが必要だ。このため同日の議論では労使から見直しに反対する意見が出された。

60歳代前半で働く人の年金額はかつて一律2割削減していた時期もあったが、2004年の改正で廃止された。こうした見直しの結果、「今の制度はすでに就労を阻害する効果が小さくなっている」との意見もある。

制度の恩恵を受けるシニアが特定の世代だけに集中するという問題もある。厚生年金の支給開始年齢は65歳まで 段階的に引き上げることが決まっているためで、制度改革で年金が増えるのは現時点で51歳~60歳代前半の人に限 定される。